

あなたのまちの保健推進員です

町では、心も体も元気で暮らせるまちづくりのために、各町内会長の推薦により、保健推進員を委嘱しています。町内会と保健推進員が連携を密にし、地域とのパイプ役として町の保健事業に協力・参加していきます。

▼問合せ 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎ 23 - 2346）

町内会	氏名
幸町	堀川 恵子
弥生	安田 ひろ子
旭町	菅 マチ子
万代町	岩崎 洋子
白樺町	菊地 竹美
北栄町	宮尾 道子
末広	加藤 英子
美里	本多 眞由美
錦町	菊池 正造
西町	有澤 水江
元町	佐々木 裕美子
緑町	後藤田 系子
東町	野谷 祐一
春日町	小野寺 壽美子
栄町	小崎 久子
下川町	大橋 由美子
六軒町	松本 めぐみ
弁華別	中川 眞由美
茂平沢	藤澤 陽子

町内会	氏名
みどり野	樋口 隆代
中小屋	庵 利勝
金沢	岡田 美知子
樺戸町	鈴木 隆子
東裏	中川 敦子
東蕨岱	小野寺 俊江
蕨岱町	中田 暁美
対雁	河地 信子
川下右岸	山崎 千代美
川下左岸	山崎 文子
太美北	加藤 臣子
太美寿	眞島 恵美

町内会	氏名
太美中央	田中 純子
太美東	宮本 正子
太美西	高橋 孝子
太美南	沼田 直美
当別太	倉田 八重子
太美スターライト	森宮 恵久子
ビトエ	岸本 律子
高岡	間嵐 和子
獅子内	狩野 純代
スウェーデンヒルズ	佐藤 誠
上当別	逢坂 しのぶ
若葉	伊東 祐子



委員

身体・知的障がい者相談員、地域相談員のご紹介

町では、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として『身体障がい者相談員』、及び知的障がい者の福祉の増進に資することを目的として『知的障がい者相談員』を設置いたしました。また、北海道では、地域における相談体制の充実を図るため『地域相談員』を設置しています。

身体・知的に障がいのある方や保護者の方の福祉に関する相談と地域における障がい者の相談等を受けています（秘密は守られます）。

▼問合せ 福祉課障がいサービス係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）

身体障がい者相談員・地域相談員

知的障がい者相談員・地域相談員



三浦 勇吉 氏
（春日町・☎ 22 - 0630）



石川 清美 氏
（元町・☎ 22 - 2736）

犯罪

忍び寄る犯罪組織の国際化

平成 23 年の全国の来日外国人による犯罪検挙状況は、平成 2 年の約 3 倍と、依然として高水準で推移しています。

日本に滞在する不法滞在者の多くは不法就労を行い、その一部は国際組織犯罪などへの関与を深めていることが懸念されています。

「おかしいな？」と思ったら、警察に連絡してください。

▼問合せ

札幌方面北警察署

（☎ 011 - 727 - 0110）

住 民 税

平成 24 年度の個人住民税の主な変更点をお知らせします

■公的年金等の収入額が 400 万円以下でその他の所得が 20 万円未満の方
平成 23 年分所得税より該当者は確定申告する必要がなくなりましたが、確定申告は住民税申告を兼ねていたため、本来住民税にて受けられるはずだった医療費控除等が税額に反映されていないことにより増加する場合があります。住民税申告は、印鑑と必要書類を持参し、役場税務課にて申告をしてください。

■ 16 歳未満の扶養親族がいる場合

平成 22 年度の税制改正により、平成 24 年度個人住民税から 16 歳未満の扶養控除（33 万円）が廃止されたほか 16 歳から 18 歳までの特定扶養控除が 45 万円から 33 万円に変更になりましたので該当する方は税額が増額します。

例：当別太郎さん（妻、子 17 歳、子 15 歳、子 10 歳）の場合

	変更前控除額	変更後控除額	住民税増加額 (税率一律 10%)
妻	330,000 円	330,000 円	0 円
子 (17 歳)	450,000 円	330,000 円	12,000 円
子 (15 歳)	330,000 円	0 円	33,000 円
子 (10 歳)	330,000 円	0 円	33,000 円
計			78,000 円

※扶養主の所得やその他控除の状況によってはこの限りではありません。

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

遭 難 事 故

山菜採りの遭難事故には 気をつけましょう

例年、山の雪解けとともに、竹の子などの山菜採りに伴う遭難事故が多発しています。山に入るときは次のことなどに十分注意をして、山菜採りを楽しみましょう。

- ・必ず天気予報を確認し、天候が悪化しそうなときは入林を控えましょう。
- ・単独での入林は避けて、複数で出かけましょう。
- ・クマの出没に注意し、足跡や糞を発見したときは、すぐに引き返しましょう。

▼問合せ 農林課耕地林政係
(☎ 23 - 3096)

水 道

6 月 1 日～ 7 日は 「水道週間」です

今年のスローガンは「さあ今日も 水と元気が 蛇口から」です。6 月 1 日から 7 日までは「水道週間」です。この水道週間は、水道について理解と関心を高めていただくことを目的として毎年実施しています。

元町浄水場では、皆さんに毎日使っている水道の状況を知っていただくため、施設の一般公開をしています。見学は、学校・団体・サークルなどのほか、個人でも可能です。見学を希望される場合は事前に上下水道課までご連絡下さい。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

福 祉

とうべつ健康プラン 21 検討委員を募集します

町民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らせるまちを目指すため、住民や関係団体、行政が一体となって推進する「とうべつ健康プラン 21」の策定及び推進する検討委員を募集します。

健康づくりについてあなたの声を計画にいかしていきませんか。

▼応募資格

町内に在住する 20 歳以上の方

▼募集人数 1 名

▼任期

8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日

▼謝礼 交通費実費程度

▼応募方法

応募の動機を 400 字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号を記入の上、郵送、FAX、メール、またはご持参願います。

▼応募期限 6 月 29 日 (金)

▼問合せ・提出先

福祉課保健サービス係
(ゆとろ内・☎ 23 - 2346/FAX25 - 5018/E-mail:hukshi2@town.tobetsu.hokkaido.jp)



土地

町有地を売却します

▼所在地

当別町東裏 2554 番地の一部

▼売却方法

一般競争入札

▼入札予定日

6月29日(金)

▼申込方法

6月18日(月)から財政課に設置している入札参加申込書に必要事項を記載し、提出願います。

▼申込期限

6月27日(水)

▼問合せ

財政課管財係

(☎ 23 - 2331)

納税

7月2日は町道民税・固定資産税「第1期」の納期限です

平成24年度町道民税・固定資産税の第1期納期限は、7月2日です。コンビニや郵便局でも納税できます。

納税の際には、納付書に記載されている期別、納期限を必ず確認のうえ、納税してください。期別を間違えて納税しますと督促状が発付される場合があります。

なお、失業や病気などの事情で納期限内に納税することが難しい場合は、納税課納税係にご相談ください。

▼問合せ

納税課納税係

(☎ 23 - 2341)

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ町税の納付や相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

6月14日(木)・28日(木)
(19時30分まで)

▼問合せ

納税課納税係

(☎ 23 - 2341)

検診

エキノコックス症検診

エキノコックス症を早期発見するため、下記のとおり検診を実施します。

▼日時

6月19日(火)

18時～19時30分

▼場所

ゆとろ

▼対象

小学校3年生以上で、過去5年以内に検診を受けていない方

▼検査内容

問診及び血液検査

▼検診料

無料

▼申込み

不要

▼問合せ

福祉課保健サービス係

(ゆとろ内・☎ 23 - 2346)

人権

「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ

6月25日から7月1日までは、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です。

いじめ、虐待、インターネットを悪用したプライバシー侵害など、子どもの人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

▼全国共通フリーダイヤル

☎ 0120 - 007 - 110

▼相談時間

・6月25日(月)～29日(金)

8時30分～19時

・6月30日(土)・7月1日(日)

10時～17時

▼問合せ

札幌法務局

(☎ 011 - 709 - 2311)

天気

異常天候早期警戒情報

気象庁の発表する「異常天候早期警戒情報」は、2週間先までの著しい高温や低温の可能性をお知らせする情報です。

異常天候早期警戒情報の発表状況は、気象庁ホームページで確認することができます。

URL <http://ds.data.jma.go.jp/gmd/cpd/soukei/guidance/index.php>

▼問合せ

札幌管区気象台天気相談所

(☎ 011 - 611 - 0170)

電波

電波利用環境保護周知啓発強化期間です

6月1日から10日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。電波の利用は、市民生活や社会経済活動にとって必要不可欠なものです。不法無線局による重要無線通信やテレビ・ラジオへの混信妨害事例が多数発生しています。特に最近では、外国規格の無線機が通信販売やインターネットオークション等で流通していますが、日本国内では防災行政無線やテレビ放送などに電波妨害を与えるおそれがあり、国内での使用は禁止されています。不法電波は犯罪です。ルールを守って使いましょう。

▼問合せ

北海道総合通信局

(☎ 011 - 737 - 0099)

